

家庭防災の基本

避難に関する情報を正しく受け取りましょう

避難に関する3つの情報

避難情報は、災害の危機が迫って避難が必要になった場合に市から出されるものです。郡山市では、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難勧告、避難指示等の発令の際の客観的な指標となるよう定めています。3種類の情報は状況の深刻度に応じて出されるもので、避難情報が出たら、速やかに各情報に応じた避難行動をとれるようにして下さい。

① 避難準備情報 (要配慮者避難開始)



- ・人的被害の発生する危険性が高まった状況です。
- ・避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者及びその支援者は避難を開始して下さい。
- ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難準備を始めましょう。

② 避難勧告



- ・人的被害の発生する危険性が更に高まった状況です。
- ・通常の避難行動ができる人は、自発的な避難を開始する段階です。
- ・隣近所の方に声をかけ、早めの避難行動を心がけましょう。

③ 避難指示



- ・人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況です。
- ・避難中の人は、速やかに避難を完了するようにして下さい。
- ・まだ避難していない人は直ちに避難しましょう。
- ・屋外への避難が危険と判断した場合は、自宅の上層階や近隣の高層ビル等の建物に避難しましょう。(洪水時等)

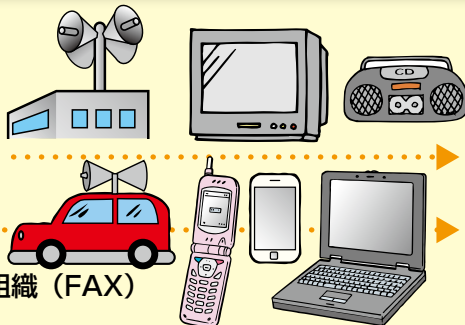
避難情報を入手しましょう

市から出された避難情報は、さまざまな手段で市民に伝えられます。停電してしまった場合は、ラジオや携帯電話などから情報を入手し、逃げ遅れることのないよう常に注意を払いましょう。

避難情報の伝達方法

郡山市

- ・テレビ・ラジオ
- ・ウェブサイト
- ・防災行政無線
- ・広報車
- ・携帯メール
- ・自治会・自主防災組織 (FAX)



注意

防災行政無線や広報車など屋外での放送では、強い風や雨など状況により音声が聞き取りにくい場合がありますので、さまざまな手段で情報を入手して下さい。

市民の皆さん